

伊賀市おためし移住施設利用促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊賀市への移住を促進し、定住人口の増加を図り、もって活力ある地域づくりの推進に資することを目的に、伊賀市おためし移住施設（伊賀市おためし移住施設登録制度実施要領（令和4年伊賀市告示第39号）の規定により登録された宿泊施設をいう。以下同じ。）に宿泊し、及び当該施設が提供する移住体験プログラムを利用する者の金銭的負担を軽減するため、伊賀市おためし移住施設利用促進助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 継続的に生活する意思を持って伊賀市外から伊賀市内に生活の拠点を移すことをいう。
- (2) おためし移住 伊賀市への移住の検討を目的に、伊賀市おためし移住施設に1泊以上滞在し、当該施設が提供する移住体験プログラムを利用することをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、おためし移住をした者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 伊賀市外に住所を有する者
 - (2) 当該おためし移住中又は当該おためし移住をした期間の初日から起算して過去90日以内に伊賀市移住コンシェルジュによる移住相談（面談）を行った者又は一日移住体験ツアー「ぐるっと伊賀巡り」に参加した者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としなない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者又はその関係者
 - (2) 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）について他の助成対象者が次条第2項に規定する同行者に係る助成対象経費として助成金を申請する場合の当該同行者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、伊賀市おためし移住施設の宿泊料（飲食料金、駐車場料金等の付帯料金を除く。以下同じ。）及び移住体験プログラムの利用料金とする。

2 助成対象者が同行者（市外に住所を有する当該助成対象者の1親等の親族であつて、当該助成対象者が移住するときは当該助成対象者とともに移住して生活を共にすると見込まれるものに限る。）を伴っておためし移住をした場合は、当該同行者に係る伊賀市おためし移住施設の宿泊料及び移住体験プログラムの利用料金についても、助成対象経費とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の額の2分の1の額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、助成対象者及び同行者のいずれも1人につき1泊当たり5,000円を限度とする。

(助成金の交付の申請等)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、おためし移住の終了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、伊賀市おためし移住施設利用促進助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 申請者及び同行者が市外に居住していることを証する書類

(2) 助成対象経費の額及びその支払完了を証する書類

(3) 誓約書兼同意書（様式第2号）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 助成金の交付の申請は、一のおためし移住ごとに行うものとする。

3 前項の場合において、一のおためし移住とは、連続する日における同一の伊賀市おためし移住施設への滞在及び当該施設が提供する移住体験プログラムの利用とする。

4 助成対象者として又は同行者としての別を問わず、一の者につき一の年度において受けられることができる助成金の上限額は、30,000円とする。

(助成金の交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

(交付決定等の通知及び交付)

第8条 市長は、前条の規定による審査の結果、助成金の交付を決定したときは、当該申請者が指定する金融機関口座への振込みにより助成金を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による助成金の交付をもって、当該申請者に対する助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）の通知に代えることができる。

3 市長は、前条の規定による審査の結果、助成金を交付しないものと決定したときは、当該申請者に対し、伊賀市おためし移住施設利用促進助成金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、申請者が虚偽その他不正の手段により交付決定を受けたことが判明したときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該交付済みの助成金の返還を命ずることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年7月1日より施行する。